

浅口市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

浅口市	監査委員	円尾	純也
同		香取	良勝

浅監第 126 号
令和4年3月25日

請求人
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和4年1月25日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により提出された浅口市職員措置請求について監査を実施したが、同条第11項の規定に定める監査委員の合議には至らなかったことから、下記のとおりそれぞれの監査委員の見解を付して通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和4年1月25日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

浅口市職員措置請求書

1 請求の趣旨

●請求の対象となる者 浅口市長

●請求の対象となる事実

①浅口市が一般社団法人A発注した特産品

平成30年5月22日東海岡山県人会 9,720円

平成30年8月9日東京岡山県人会 9,720円

平成30年8月31日近畿おかやま県人会 9,720円

令和元年5月23日東海岡山県人会 3,888円

令和元年8月8日東京岡山県人会 3,888円

令和元年8月8日近畿おかやま県人会 3,888円

以上県人会へ特産品を提供したとの事であるが、これを持参したのか送ったのか旅費又は送り状を開示請求したが、不開示であった。

②平成31年3月8日集落支援員Bが一般社団法人Aにアンケート集計・分析代として50,000円・80,000円・30,000円を支払っているが、依頼する理由が見当たらない。

③集落支援員Cが浅口市協働コーディネーター業務委託料という名目で一般社団法人Aに以下の支払をした。しかし何を委託したのか不明である。又委託しなければならない理由など存在しない。

令和2年3月27日 473,850円

令和2年7月14日 236,059円

令和2年8月25日 81,440円

④集落支援員Dが一般社団法人Aに支払った以下に正当な理由がない。

令和2年4月24日地域支援員の活動コーディネート料 231,110円

令和2年4月30日活動場所の光熱水費・雑費4月分 3,000円

令和2年4月30日活動場所でのデスク借上げ料4月分 2,530円

令和2年5月31日活動場所の光熱水費・雑費5月分 3,000円

令和2年5月31日活動場所でのデスク借上げ料5月分 2,530円

令和2年6月30日活動場所の光熱水費・雑費6月分 3,000円

令和2年6月30日オフィスデスク・ノートパソコン6月分	14,300円
令和2年7月31日光熱水費・雑費7月分	3,000円
令和2年7月31日7月分デスク・パソコン・モニター	15,836円
令和2年8月31日8月分光熱水費・雑費	3,000円
令和2年8月31日8月分デスク・パソコン・モニター	15,469円
令和3年2月15日事務所使用料9月分	14,080円
令和3年2月15日ノートパソコン9月分	16,500円
令和3年2月15日事務所使用料10月分	14,080円
令和3年2月15日ノートパソコン10月分	17,050円
令和3年2月15日ノートパソコン11月分	16,500円
令和3年2月15日ノートパソコン12月分	17,050円
令和3年2月15日ノートパソコン1月分	17,050円
令和3年3月31日ノートパソコン2月分	15,400円
令和3年3月31日ノートパソコン3月分	17,050円
令和3年3月31日地域支援員活動コーディネート料及び支援業務代金	38,500円

⑤集落支援員Eが一般社団法人Aに支払った以下に正当な理由がない。

令和3年2月17日事務所使用料9月分	11,440円
令和3年2月17日ノートパソコン9月分	16,500円
令和3年2月17日事務所使用料10月分	7,040円
令和3年2月17日ノートパソコン10月分	17,050円
令和3年3月11日事務所使用料11月分	5,280円
令和3年2月17日ノートパソコン11月分	16,500円
令和3年2月17日ノートパソコン12月分	17,050円
令和3年2月17日ノートパソコン1月分	17,050円
令和3年3月11日ノートパソコン2月分	15,400円
令和3年 ノートパソコン3月分	17,050円
令和3年3月分研修費	8,125円

⑥集落支援員Fが一般社団法人Aに支払った以下に正当な理由がない。

令和3年2月15日事務所使用料9月分	14,080円
令和3年2月15日ノートパソコン9月分	16,500円
令和3年2月15日事務所使用料10月分	10,560円
令和3年2月15日ノートパソコン10月分	17,050円

令和3年3月11日事務所使用料11月分	2,640円
令和3年2月15日ノートパソコン11月分	16,500円
令和3年2月15日ノートパソコン12月分	17,050円
令和3年2月15日ノートパソコン1月分	17,050円
令和3年3月1日ノートパソコン2月分	15,400円
令和3年3月31日ノートパソコン3月分	17,050円
令和3年3月11日研修費	8,125円

⑦浅口市では支払に関する検討がされぬまま集落支援員Dに以下の支払がなされた。

支払命令書	令和2年4月30日活動車両の借上費4月分	4,375円
支払命令書	令和2年5月31日活動車両の借上費5月分	990円
支払命令書	令和2年6月30日活動車両の借上費6月分	1,085円
支払命令書	令和2年8月18日活動車両の借上費7月分	300円
以後の活動車両借上費の支払命令書は開示されていない。		
支払命令書	令和2年5月1日駐車場代5月～7月分	9,000円
支払命令書	令和2年8月18日駐車場代8月～10月	9,000円
領収書 G	令和3年24日消毒液	657円
領収書 H	令和3年31日マスク2,688円の内	698円

⑧岡山天文博物館管理運営業務一部委託料として一般社団法人Aに以下の支払がされたが、法令違反により無効である。

支払命令書	平成30年4月4日	997,700円
支払命令書	平成30年5月10日4月分	463,000円
支払命令書	平成30年6月10日5月分	463,000円
支払命令書	平成30年7月1日6月分	463,000円
支払命令書	平成30年8月1日記載ナシ	463,000円
支払命令書	平成30年9月1日8月分	463,000円
支払命令書	平成30年10月3日9月分	463,000円
支払命令書	平成30年11月2日10月分	463,000円
支払命令書	平成30年12月4日11月分	463,000円
支払命令書	平成31年1月4日12月分	463,000円
支払命令書	平成31年2月1日1月分	463,000円
支払命令書	平成31年3月1日2月分	463,000円
支払命令書	平成31年4月2日3月分	462,965円

支払命令書	令和1年5月14日4月分	487,866円
支払命令書	令和1年6月4日5月分	487,866円
支払命令書	令和1年7月2日6月分	487,866円
支払命令書	令和1年8月1日7月分	487,866円
支払命令書	令和1年9月3日8月分	487,866円
支払命令書	令和1年10月3日9月分	487,866円
支払命令書	令和1年11月1日10月分	446,410円
支払命令書	令和1年12月1日11月分	446,410円
支払命令書	令和2年1月5日12月分	446,410円
支払命令書	令和2年2月4日1月分	446,410円
支払命令書	令和2年3月3日2月分	446,410円
支払命令書	令和2年4月1日3月分	446,413円
支払命令書	令和2年5月1日4月分	392,891円
支払命令書	令和2年6月1日5月分	144,678円
支払命令書	令和2年7月1日6月分	445,638円
支払命令書	令和2年8月1日7月分	445,638円
支払命令書	令和2年9月1日8月分	445,638円
支払命令書	令和2年10月1日9月分	445,638円
支払命令書	令和2年11月1日10月分	445,638円
支払命令書	令和2年12月1日11月分	445,638円
支払命令書	令和3年1月4日12月分	445,638円
支払命令書	令和3年2月1日1月分	445,638円
支払命令書	令和3年3月1日2月分	445,638円
支払命令書	令和3年4月1日3月分	445,643円
支出負担行為変更書		△353,707円

●違法とする根拠

①特産品が提供先に届いた証を確認する事が不可能であるにも拘らず支払を済ませた行為は、浅口市財務規則第52条に反している。

②～⑦これらは、本当に必要かどうかの審査がなされず、不適正なものに支払を済ませた行為は、浅口市財務規則第52条に反している

⑧随意契約の理由が地方自治法第167条の2に該当しない、又浅口市から積算額の指示があり、正しく見積書を徴取したとは、言えない、よってこの契約は無効である。

●市に生じている損害　本請求は、私が令和3年8月10日に浅口市より開示された資料を基に、本請求をいたしましたので、現在も損害は、増え続けています。一刻も早い措置をお願い致します。

●求める必要な措置　浅口市長はこのような不法行為を改め浅口市に負わせた損害を補填せよ。そして事の顛末を市民に公表せよ。

●財務会計行為から1年以上経過している部分も必要な措置を請求する理由　浅口市の会計は正常に機能していると信じていました。令和3年市長がケーブルテレビの議会中継を中止させた事により市の異変に気付き一般社団法人Aに支払われた金員の全てを開示請求した結果判明した事であり、開示請求しなければ知ることはできませんでした。

2. 請求人

住所　　(住所省略)

氏名　　(氏名省略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和4年1月25日

浅口市監査委員様

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

(4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和4年1月28日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

ア 請求の要旨

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

- ① 浅口市が平成30年5月22日から令和元年8月8日の間に起案している東海、東京、近畿の各県人会へ提供した市特産品について、特産品が提供先に届いたことが確認できないにもかかわらず支払いを済ませた行為は、浅口市財務規則（平成18年浅口市規則第47号。以下「財務規則」という。）第52条に違反する。
- ② 地域支援員Bが平成31年3月8日に一般社団法人A（以下「A」という。）に支払ったアンケート集計・分析代について、依頼する理由がなく、審査を行わないまま不適正なものに支払いを済ませた行為は、財務規則第52条に違反する。
- ③ 地域支援員Cが令和2年3月27日から令和2年8月25日の間にAに支払った協働コーディネーター業務委託料について、内容が不明であり委託する理由もなく、審査を行わないまま不適正なものに支払いを済ませた行為は、財務規則第52条に違反する。
- ④ 地域支援員Dが令和2年4月24日から令和3年3月31日の間にAに支払った地域支援員の活動のコーディネート料、事務所使用料、事務機器使用料について、正当な理由がなく、審査を行わないまま不適正なものに支払いを済ませた行為は、財務規則第52条に違反する。
- ⑤ 地域支援員Eが令和3年2月17日から令和3年3月15日の間にAに支払った事務所使用料、事務機器使用料、研修費について、正当な理由がなく、審査を行わないまま不適正なものに支払いを済ませた行為は、財務規則第52条に違反する。
- ⑥ 地域支援員Fが令和3年2月15日から令和3年3月31日の間にAに支払った事務所使用料、事務機器使用料、研修費について、正当な理由がなく、審査を行わないまま不適正なものに支払いを済ませた行為は、財務規則第52条に違反する。
- ⑦ 地域支援員Dが令和2年4月30日から令和3年3月31日の間に支払った活動用車両の借上費、駐車場代、消毒液、マスク代について、検討もされず、審査を行わないまま不適正なものに支払いを済ませた行為は、財務規則第52条に違反する。
- ⑧ 平成30年4月4日から令和3年4月1日の間に請求のあった岡山天文博物館管理運営業務一部委託料をAに支払っているが、法令違反により無効である。また、この委託契約が随意契約で行われており、その理由が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2に該当せず違法である。さらに、委託料の積算をするにあたり浅口市から指示があり、正しく見積書の徴取が行

われておらず無効である。

浅口市長はこれらの不法行為を改め、浅口市に負わせた損害を補填し、その顛末を公表するよう求める。

イ 監査請求の対象となる行為が1年を経過していることについて

法第242条第2項は、住民監査請求の期間について「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

この「正当な理由」とは、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すとされている。

判例では、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない(最高裁判所昭和63年4月22日判決)とある。

本件措置請求についてみると、各事業費はそれぞれ予算計上され、予算書にも記載があるため秘密裡に行われたとはいえない。また、請求人は令和3年8月10日に浅口市より開示された文書により知り得たとあり、そのときから5か月余を経過して請求を行っている。上記判例によると、知ることができたと解されるときから4か月余を経過してされた請求は、「正当な理由」があるということとはできないとあり、本件措置請求においても請求事項①、請求事項②、請求事項③の令和2年3月27日473,850円、請求事項⑧の支払命令書平成30年4月4日997,700円から支払命令書令和3年1月4日12月分445,638円は、財務会計行為の終了したときから1年を経過しているため監査の対象とはならない。

なお、請求事項③の令和2年7月14日236,059円、令和2年8月25日81,440円、及び請求事項④から請求事項⑦は令和2年度地域支援事業補助金交付に関する実績報告に基づき確定、清算の処理がされており、請求から1年以内の財務会計行為として監査の対象とし

た。

(2) 監査対象部局

企画財政部地域創造課（請求事項③から請求事項⑦）

教育委員会事務局ひとづくり推進課（請求事項⑧）

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和4年2月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、企画財政部地域創造課及び教育委員会事務局ひとづくり推進課の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠として、平成29年度から令和2年度の岡山天文博物館管理運營業務の一部委託における見積徴取起案に添付されていた委託料積算資料の提出があった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 請求事項③から請求事項⑥について、地域支援員は事務所やパソコンを借り上げる必要はなく、コーディネート料の支払いについても何をしたものに対する支払いなのか不明である。また、講習に対する受講料も高い。

イ 請求事項⑦について、地域支援員の活動車両借上費の支払いが浅口市職員等の旅費に関する条例に基づくとしているが、条例違反である。また、マスクや消毒液を年度末に購入しているが何に使うのか不明である。

ウ 請求事項⑧について、天文博物館管理運營業務の一部委託業務における来館者受付、売店管理運営、施設清掃の各業務を分けるべきである。

Aでなければ仕入れができない商品があるのか、他者へ調査をしたか。また、Aの特殊な技術とは何か。

見積徴取の際、積算資料を渡したことで予定価格が漏洩している。委託しなくとも他の方法があるのではないか。

(4) 関係職員の陳述

令和4年2月10日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 請求事項③から請求事項⑦について、地域支援事業補助金に係るものであり、少子高齢化・人口減少の進展に伴う地域の課題解決に向けた取

組を行う地域を支援し、持続可能な地域社会の発展を図ることを目指す地域支援員の活動を補助するものである。

この補助金は国からの財政支援を受けており、過疎地域等における集落対策の推進要綱（以下「推進要綱」という。）により運用し、浅口市補助金等交付規則（平成18年浅口市規則第48号。以下「交付規則」という。）に基づき交付している。地域支援に必要なものと認められ、国の要綱にも則しており適正に処理されていると考えている。

ノートパソコンをリースしている理由は、公私の分離や個人情報の保護、費用の明確化などの必要性が出たため、地域支援活動用のパソコンが必要となった。また購入となると、地域支援員の活動期間は基本3年で、パソコンの耐用年数が5年であるため価値が残ってしまうことになり、補助金での購入は適切でないと考えている。

活動場所の借り上げについては、地域支援員の活動が平日の夜や土日祝日が多く、市役所には地域支援以外の書類もあり、職員の少ない時間帯における個人情報の保護や、庁舎管理の観点から市役所内に活動拠点を設けていないため必要に応じて借り上げたものである。

イ 請求事項⑧について、令和2年12月15日に同様の住民監査請求が提出され、その監査結果において市が令第167条の2第2項第2号を根拠として随意契約をしたことは、業務内容からみて適法ではないが、判例に照らし契約が無効であるとはいえないとの監査委員の見解があるため、本契約は無効なものではないと考えている。また、市から積算額の指示があったとの指摘については、予定価格を積算する内部資料であり、見積徴取時にAに対し積算額を指示したことはない。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

ア 地域支援員について

地域支援員は集落支援員とも言われ、行政経験者やNPO関係者など、その地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ・知見を有した者で、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落点検の実施や集落のあり方に関する住民同士、住民と市町村の話し合いなどの集落対策に従事する者である。

イ 関係法令等

(ア) 地方自治法

第2条 ⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(第3項以下省略)

(イ) 地方自治法施行令

第167条の2 法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(第3号以下及び第2項以下省略)

(ウ) 過疎地域等における集落対策の推進要綱

第1 趣旨

過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが重大な問題となっている。

このような集落が直面する問題に対応するためには、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、地方公共団体が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施していくことが大切だと考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、以下に掲げる取組の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

過疎問題懇談会の「過疎地域等の集落対策についての提言」（平成20年4月）及び「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」（平成29年3月）を踏まえ、地方公共団体が、以下に掲げる取組を行うことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 集落対策

① 集落点検の実施

集落点検は、地方公共団体が地域の実情を把握すること、及び集落の住民自身が集落の現状と課題について見つめ直し、集落の問題を自らの課題として捉えることを目指し、人口・世帯の動向、医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、清掃活動や雪処理などにおける集落内での支え合いの状況、農地・山林・公共施設などの管理状況、集落の有形・無形の地域資源、他の集落との協力の可能性などについて地域を巡って調べ、分かりやすく整理する活動をいう。

点検項目については、集落点検チェックシート（別紙）を参考例として、地域の実情に応じ柔軟に設定することが適当である。また、必要に応じ住民アンケートを実施することも有効である。

② 集落のあり方に関する話し合いの促進

集落のあり方に関する話し合いの促進とは、集落点検の結果を活用し、住民同士や住民と地方公共団体の間で、集落の現状や課題、あるべき姿等についての話し合いを促進することをいう。話し合いの場においては、集落の現状や課題、将来的なあるべき姿などについて、住民同士や住民と地方公共団体の間で理解を深め、共通認識の形成を図ることを目指すことが望ましい。

③ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

集落点検や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる集落の維持、活性化対策については、住民と地方公共団体の強力なパートナーシップのもと、積極的な実施を図ることが期待される。

(2) 集落支援員の設置

地方公共団体が地域の将来を展望し、集落対策を講ずる上で、地域住民の現状や地域の実情を把握することが重要である。このためには、地域で核となる人材との連携が有効であることから、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者を集落支援員とし、地方公共団体が地域の実情に応じて設置できるものとする。

また、地方公共団体は、集落点検の実施や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策についても、集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができるものとする。

第3 関係機関の役割

集落対策について、市町村、都道府県、総務省それぞれに以下の役割を期待するものである。

(1) 市町村の役割

市町村は、地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落対策の方針を示す。集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、集落支援員の果たすべき役割、職務内容等を明確化して委嘱する。加えて、集落支援員同士が役割や課題を共有できるよう、集落支援員が集まる場を設けることが望ましい。また、集落支援員から市町村への活動の報告手段、報告内容等を定め、十分に連携を図り、集落支援員からの報告を参考にしつつ、課題に対応する施策の方向性を検討する。

(2) (省略)

(3) (省略)

第4 集落支援員の設置等に対する総務省の地方財政措置

地方公共団体が行う集落支援員の設置や活動への支援に対し、総務省が財政上の措置を行うに当たっては、以下の事項を満たしていることを条件とする。

- ① 集落支援員は、地方公共団体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実

に行い、その結果を地方公共団体と共有する者であること。

- ② ①の委嘱に当たり、地方公共団体は、集落支援員の果たすべき役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること。
- ③ ①の委嘱に当たり、あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること。
- ④ 行政経験者、農業委員・普及指導員など農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を登用することも差し支えない。
なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

第5 (省略)

(別添) 過疎地域等における集落対策推進に向けた財政措置について

地方公共団体が、本要綱に基づき集落対策に取り組む場合の財政措置については、集落支援員を活用する場合、集落支援員一人当たり395万円を上限として特別交付税措置を講ずることとしている。(都道府県が管内市町村を対象としてモデル的に事業を行う場合や、市町村に補助金・交付金を支出する場合を含む。)ただし、自治会長等が集落支援員を兼務する場合(集落支援員としての活動に従事する時間が一週当たり15時間30分以上である旨を地方公共団体の設置要綱等に規定して委嘱する場合を除く。)等においては、40万円を上限とする。

(1) 集落支援員の設置に要する経費

集落点検や、集落のあり方に関する話し合い、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進するため、行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい身近な人材などを活用して集落支援員を設置するための報酬費等の経費。

(2) 集落点検の実施に要する経費

集落における①人口・世帯の動向、②医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、③清掃活動や雪処理などにおける集落内での支え合いの状況、④農地・山林・公共施設などの管理状況、⑤集落の有形・無形の地域資源、⑥他の集

落との協力の可能性など、チェックシートの活用等により、現状を幅広く把握するための経費。

- ・集落点検経費（点検項目検討費、点検・アンケート票印刷代、調査委託費）

（集落が自ら点検を実施し、地方公共団体がこれに対し補助金・交付金を支出する場合を含む。）

(3) 集落のあり方に関する話し合いの実施に要する経費

住民同士や住民と地方公共団体の間での集落の現状、課題、あるべき姿等についての「話し合い」を行うための経費。

- ・「話し合い」の運営費（資料印刷代、集落支援員や外部有識者など話し合いのコーディネーターの謝金・旅費）

(4) 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・集落支援員の研修受講に要する経費
- ・地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに係る経費

等

(エ) 浅口市財務規則

第50条 収支等命令職員は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為伺書(様式第29号)を作成しなければならない。この場合において、収支等命令職員は、これに当該支出負担行為の内容を示す書類を添えて会計管理者にその旨を通知しなければならない。

(第2項省略)

第51条 収支等命令職員は、支出負担行為伺書を作成するに当たっては、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 歳出の会計年度、所属区分及び予算科目に誤りがな
いか。
- (2) 予算の目的に反していないか。
- (3) 予算額及び予算配当額を超過していないか。
- (4) 金額の算定に誤りがな
いか。
- (5) 契約締結方法は違法でないか。

(6) 特に認められたもののほか、翌年度にわたることはないか。

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令その他に違反していることはないか。

第52条 会計管理者は収支等命令職員から支出負担行為伺書の送付を受けたときは、その内容について審査し、適正と認めるときは、支出負担行為の確認をしなければならない。

2 前項の場合において、会計管理者は支出負担行為伺書の内容が適正でないとき、文書又は口頭により理由を付して当該書類を市長に返付しなければならない。

3 第1項による確認は、会計管理者が支出負担行為伺書に押印して行うものとする。

第120条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものとするときとする。

第121条 市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

別表第4(第120条関係)

1	工事又は製造の請負	130万円
2	財産の買入れ	80万円
3	物件の借入れ	40万円
4	財産の売払い	30万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(オ) 浅口市補助金等交付規則

第3条 補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、

補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない。

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(第2項省略)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(第2項以下省略)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

第11条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(第2項省略)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第18条 補助金等は、第16条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

第19条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用する。

(第3項省略)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときには、その返還を命ずるものとする。

ウ 本件補助金交付及び業務委託に係る事実（事実を確認した書類）

(ア) 請求事項③に関する書類

a 補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付規則第5条に定められており、令和2年4月1日付けで令和2年度の補助金等交付申請書（申請額1,100,000円）が事業計画書、収支予算書とともに提出され、企画財政部地域創造課（以下、「地域創造課」という。）において同日付けで受理していた。

b 補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付規則第8条に定められており、地域創造課は令和2年4月1日付けで提出された補助金等交付申請書等を審査し、適正であると認め、令和2年4月1日付けで補助金等交付決定通知書（交付決定額1,100,000円）を申請者へ通知していた。また令和2年4月1日付けで支出負担行為書の起票を行っていた。

c 補助金の交付

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付規則第18条に定められており、補助金等交付決定通知書の通知と同日の令和2年4月1日付けで補助金交付請求書（請求額1,100,000円）が提出され、地域創造課は令和2年4月8日付けで支出命令書を起票し、令和2年4月24日に概算払いで交付していた。

d 実績報告

補助金の事業実績報告に係る事務手続きについては、交付規則第15条第1項に定められており、令和3年4月15日付けで補助事業等実績報告書が事業報告書、収支決算書とともに提出され、同日付けで地域創造課において受理していた。決算額については収入516,008円、支出516,008円であった。

e 補助金の額の確定

補助金の額の確定に係る事務手続きについては、交付規則第16条に定められており、地域創造課は提出された補助事業等実績報告書及び添付書類を審査し、適正であると認め、令和3年4月15日付けで確定通知書（確定額516,008円）を申請者へ通知していた。なお、令和3年4月30日に精算処理を完了していた。

(イ) 請求事項④及び請求事項⑦に関する書類

a 補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付規則第5条に定められており、令和2年4月1日付けで令和2年度の補助金等交付申請書（申請額1,500,000円）が事業計画書、収支予算書とともに提出され、地域創造課において同日付けで受理していた。

b 補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付規則第8条に定められており、地域創造課は令和2年4月1日付けで提出された補助金等交付申請書等を審査し、適正であると認め、令和2年4月1日付けで補助金等交付決定通知書（交付決定額1,500,000円）を申請者へ通知していた。また令和2年4月1日付けで支出負担行為書の起票を行っていた。

c 補助金の交付

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付規則第18条に定められており、補助金等交付決定通知書の通知と同日の令和2年4月1日付けで補助金交付請求書（請求額1,500,000円）が提出され、地域創造課は令和2年4月8日付けで支出命令書を起票し、令和2年4月24日に概算払いで交付していた。

d 実績報告

補助金の事業実績報告に係る事務手続きについては、交付規則第15条第1項に定められており、令和3年4月7日付けで補助事業等実績報告書が事業報告書、収支決算書とともに提出され、同日付けで地域創造課において受理していた。決算額については収入660,646円、支出660,646円であった。

e 補助金の額の確定

補助金の額の確定に係る事務手続きについては、交付規則第16条に定められており、地域創造課は提出された補助事業等実績報告書及び添付書類を審査し、適正であると認め、令和3年4月7日付けで確定通知書（確定額660,646円）を申請者へ通知していた。なお、令和3年5月6日に精算処理を完了していた。

(ウ) 請求事項⑤に関する書類

a 補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付規則第5条に定められており、令和2年9月1日付けで令和2年度の補助金等交付申請書（申請額437,000円）が事業計画書、収支予算書とともに提出され、地域創造課において同日付けで受理していた。

b 補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付規則第8条に定められており、地域創造課は令和2年9月1日付けで提出された補助金等交付申請書等を審査し、適正であると認め、令和2年9月1日付けで補助金等交付決定通知書（交付決定額437,000円）を申請者へ通知していた。また令和2年9月1日付けで支出負担行為書の起票を行っていた。

c 補助金の交付

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付規則第18条に定められており、補助金等交付決定通知書の通知と同日の令和2年9月1日付けで補助金交付請求書（請求額437,000円）が提出され、地域創造課は令和2年9月18日付けで支出命令書を起票し、令和2年10月5日に概算払いで交付していた。

d 実績報告

補助金の事業実績報告に係る事務手続きについては、交付規則第15条第1項に定められており、令和3年4月16日付けで補助事業等実績報告書が事業報告書、収支決算書とともに提出され、同日付けで地域創造課において受理していた。決算額については収入197,493円、支出197,493円であった。

e 補助金の額の確定

補助金の額の確定に係る事務手続きについては、交付規則第16条に定められており、地域創造課は提出された補助事業等実績報告書及び添付書類を審査し、適正であると認め、令和3年4月16日付けで確定通知書（確定額197,493円）を申請者へ通知していた。なお、令和3年5月7日に精算処理を完了していた。

(エ) 請求事項⑥に関する書類

a 補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付規則第5条に定められており、令和2年9月1日付けで令和2年度の補助金等交付申請書（申請額437,000円）が事業計画書、収支予算書とともに提出され、地域創造課において同日付けで受理していた。

b 補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付規則第8条に定められており、地域創造課は令和2年9月1日付けで提出された補助金等交付申請書等を審査し、適正であると認め、令和2年9月1日

付けで補助金等交付決定通知書（交付決定額 437,000円）を申請者へ通知していた。また令和2年9月1日付けで支出負担行為書の起票を行っていた。

c 補助金の交付

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付規則第18条に定められており、補助金等交付決定通知書の通知と同日の令和2年9月1日付けで補助金交付請求書（請求額 437,000円）が提出され、地域創造課は令和2年9月18日付けで支出命令書を起票し、令和2年10月5日に概算払いで交付していた。

d 実績報告

補助金の事業実績報告に係る事務手続きについては、交付規則第15条第1項に定められており、令和3年4月16日付けで補助事業等実績報告書が事業報告書、収支決算書とともに提出され、同日付けで地域創造課において受理していた。決算額については収入 216,677円、支出 216,677円であった。

e 補助金の額の確定

補助金の額の確定に係る事務手続きについては、交付規則第16条に定められており、地域創造課は提出された補助事業等実績報告書及び添付書類を審査し、適正であると認め、令和3年4月16日付けで確定通知書（確定額 216,677円）を申請者へ通知していた。なお、令和3年5月12日に精算処理を完了していた。

(オ) 請求事項⑧に関する書類

令和2年度岡山天文博物館管理運営業務の一部委託

見積徴取起案	令和2年3月10日決裁済
契約締結起案	令和2年3月20日決裁済
委託契約書	令和2年4月1日締結済
受託者	一般社団法人A
委託金額	5,347,661円
支出負担行為書	令和2年4月1日決裁済

支出命令書	決裁日	支払額(円)	支払日
4月分	令和2年5月9日	392,891	令和2年5月25日
5月分	令和2年6月7日	144,678	令和2年6月25日
6月分	令和2年7月2日	445,638	令和2年7月15日
7月分	令和2年8月2日	445,638	令和2年8月14日

8月分	令和2年9月2日	445,638	令和2年9月15日
9月分	令和2年10月1日	445,638	令和2年10月15日
10月分	令和2年11月1日	445,638	令和2年11月13日
11月分	令和2年12月2日	445,638	令和2年12月15日
12月分	令和3年1月5日	445,638	令和3年1月15日
1月分	令和3年2月2日	445,638	令和3年2月15日
2月分	令和3年3月2日	445,638	令和3年3月15日
3月分	令和3年4月21日	445,643	令和3年4月30日

変更契約起案 令和3年3月31日決裁済

変更契約日 令和3年3月31日

変更後契約額 4,993,954円

(2) 結論

本件請求については、法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の意見の一致を図るべく、合議が整うよう協議を重ねたが、監査委員の合議が整わなかったため、次のようにそれぞれの監査委員の見解を付す。

ア 円尾監査委員の見解

(ア) 請求事項③から請求事項⑦について

本件措置請求書及び陳述から請求人が主張するのは、地域支援員に交付した地域支援事業補助金について、実績報告において報告された補助対象経費の適否を十分な審査をしないまま適合すると認め、補助金を確定させたことが財務規則第52条に違反すると解した。

財務規則第52条は会計管理者の支出負担行為に関する確認のことを定めたものである。その内容は、会計管理者は収支等命令職員から支出負担行為伺書の送付を受けたとき、その内容について審査し、適正であれば支出負担行為の確認を行い、適正でなければ文書又は口頭で理由を付して当該書類を市長に返付する。また、確認は会計管理者が支出負担行為伺書に押印して行うものである。

請求人は会計管理者の行った財務会計行為について何ら主張をしておらず、また同条は支出負担行為に関するものであり、請求事項③、請求事項④及び請求事項⑦については令和2年4月1日付けで、請求事項⑤及び請求事項⑥については令和2年9月1日付けで支出負担行為書を起票しており、いずれも当該財務会計行為のあった日又は終わった日

から1年を経過しているため監査対象ではない。

また、請求人は補助対象経費の適否を十分審査せず適合すると認め補助金を確定させた行為が違法・不当であると主張するが、その理由を具体的に示していないため、請求に理由がないと判断する。

なお、地域創造課は、地域支援事業補助金は国から財政措置が講じられており、国の推進要綱により運用し、交付規則に基づき適正に処理していると主張している。請求人の指摘した補助対象経費はいずれもこの推進要綱の別添にある「過疎地域等における集落対策推進に向けた財政措置について」に掲げられた経費に該当するものと確認でき、違法・不当なものとはいえない。ただし、この推進要綱は国が地方公共団体に支援を行うにあたっての要綱であり、浅口市が補助金を交付する際の基準等を示したものではない。令和3年度から地域支援事業補助金交付要綱を定め運用を始めているものの、監査対象年度では施行されていなかった。疑念を抱かれないよう明確な基準を定めておくべきであったと考える。

(イ) 請求事項⑧について

本件請求は、令和2年12月15日付けで提出のあった住民監査請求と同様である。その監査結果は、当該業務に特殊性があるとは判断できず随意契約を適法とする根拠を見出すことはできないとしているものの、随意契約の制限に関する法令に違反して締結された契約の私法上の効力については別途考察する必要がある、特段の事情が認められる場合に限り私法上無効になるとの判例に照らし、契約が無効であるということとはできないとの見解を出している。

本件請求人の主張する契約の無効については請求期限を経過しており監査の対象とならない。また、令和3年2月1日以降に請求のあった委託料の支払いについては、契約自体が無効とはいえないから、違法性はないと判断する。

イ 香取監査委員の見解

(ア) 請求事項③から請求事項⑦について

財務規則第52条は会計管理者の支出負担行為の確認に関することであり、本件請求においては請求期限を経過している。しかし、請求人が主張するのは補助金に対する実績報告が行われた後、内容を審査し補助金を確定したことについて、きちんとした審査が行われず不適正なものを補助の対象としたことにある。交付規則第3条では補助金等が市税

その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われなければならないとあるように、補助金の交付を受ける者も交付をする者もその財源が市民の貴重な税金であるということを常に意識しなければならない。

本件請求において、請求人が指摘している協働コーディネーター業務委託料、地域支援員活動コーディネート及び支援業務委託料は、同一の団体に委託料が支払われており、支援の対象地域も特定の地域のみのように見受けられ公正性に疑念がある。また、活動場所について光熱水費、雑費の借上料、事務所使用料のほか、デスク、ノートパソコンの借り上げまでも上記の団体から借り上げており、必要性や効率性、公正性を考えると不当なものと言わざるを得ない。

よって本件請求書に記載のあるもののうち、請求事項③においては317,499円、請求事項④においては480,035円、請求事項⑤においては148,485円、請求事項⑥においては152,005円の合計1,098,024円を返還すべきである。

(イ) 請求事項⑧について

本件請求は、令和2年12月15日付けの住民監査請求における監査結果で出した見解と同様に、契約に関し委託先がAありきで話が進められたことは違法であり、このことが地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないと規定されている法第2条第16項に違反する。また、同条第17項に、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とするとあり、契約自体も無効であると判断する。

よって無効な契約に基づく支払いは違法であり、監査対象となった令和3年2月1日以降に請求のあった委託料の合計1,336,919円を返還すべきである。

以上、監査委員の見解を付す。